大型のすくい網の使用制限

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第109号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、すくい網の使用について次のとおり指示する。

平成18年12月14日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染矢 忠孝

1 使用の制限

水産動植物の採捕の目的をもって、下表の上段に掲げる区域に おいては同表中段に掲げる期間に同表下段に掲げる漁具を使用し てはならない。ただし、宮崎県内水面漁業調整規則(昭和39年宮 崎県規則第24号)第6条の規定により知事の許可を受けた者又は 第33条第1項の規定により試験研究を目的として知事の許可を受 けた者が当該許可の範囲内で使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	① 延岡市大武町大武背割堤先端を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ② 延岡市東浜砂町浜砂排水機場(建屋)を中心として、1,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ③ 児湯郡高鍋町小丸川下流の鉄橋橋脚のうち、最常側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面 ④ 宮崎市佐土原町石崎川下流のなぎさ橋橋脚のうち、最北側の橋脚を中心として、2,000メートルの半径をもって描いた円周によって囲まれた水面
禁止期間	毎年11月1日から翌年4月30日までの午後6時から午前6時まで
禁止漁具の 種類	間口最長差し渡しが30センチメートルを超え、かつ、目合い(網目)が5ミリメートル以下の細目のすくい網

2 施行期日

この指示は、平成19年1月1日から施行する。